

件名

平成26年度山梨県個人情報保護条例の施行状況について

平成26年度における個人情報保護条例の施行状況は、次のとおりである。

1 実施機関が保有する個人情報の保護

実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルを使用するものについて、個人情報取扱事務登録簿を備え、県民情報センターで一般の閲覧に供している。

(1)個人情報取扱事務の登録件数

平成26年度末の個人情報を取り扱う事務の登録件数は1018件で、前年度から51件増加した。(企画県民部「やまなし縁結びサポーター登録事務」、総務部「山梨県いじめ問題調査会」など事業の開始による68件の新規登録、事業完了に伴う文書保存期限満了により17件の抹消)

登録状況(平成27年3月31日現在)

固有事務(各所属が固有に行う事務)	585件
共通事務(複数の所属で共通に行っている事務)	433件
合 計	1,018件

(2)開示請求、訂正請求及び利用停止請求件数の状況

県が保有する個人情報に対する開示請求の受付状況は、以下のとおりであった。

開示請求件数

文書による請求	148件(前年度より27件増)
口頭による請求	11,407件(" 883件増)
合 計	11,555件(" 910件増)

(ア)個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求及び不服申立ての件数の推移
(単位:件)

年 度		H5~18の計	19	20	21
開 示	文書	246	30	32	43
	口頭	25,843	7,091	7,797	7,997
	計	26,089	7,121	7,829	8,040
訂正請求		2	0	0	0
利用停止請求		0	0	0	0
不服申立て		23	0	0	0

22	23	24	25	26
51	61	136	121	148
9,685	9,735	10,614	10,524	11,407
9,736	9,796	10,750	10,645	11,555
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	1

開示請求件数が1万件を超えたのは、制度発足(平成5年度)以来初の一昨年度に続き、3年連続となった。

また、平成26年度は過去最高となる11,555件の開示請求があった。

内

容

(イ)受付窓口別の内訳

	県民情報センター	地域県民センター	出先機関	独立行政法人	合計
文書による請求	88件	7件	3件	50件	148件
口頭による請求	(担当所属で受付)				
訂正請求	0件	0件	0件	0件	0件
利用停止請求	0件	0件	0件	0件	0件

(ウ)開示請求の実施機関別内訳状況

(単位：件)

実施機関の区分	開示請求				合計	
	文書		口頭		H25	H26
	H25	H26	H25	H26		
知事	1	0	-	-	1	0
知事政策局	1	0	-	-	1	0
企画県民部	2	6	-	-	2	6
リニア交通局	0	0	-	-	0	0
総務部	1	1	-	-	1	1
福祉保健部	37	52	15	22	52	74
森林環境部	1	1	0	2	1	3
産業労働部	0	8	32	61	32	69
観光部	0	0	-	-	0	0
農政部	0	1	0	0	0	1
県土整備部	5	3	-	-	5	3
出納局	0	0	-	-	0	0
知事合計	47	72	47	85	94	157
議会	0	0	-	-	0	0
教育委員会	3	11	6,184	6,353	6,187	6,364
選挙管理委員会	0	0	-	-	0	0
人事委員会	0	1	259	315	259	316
公安委員会	0	0	-	-	0	0
監査委員	0	0	-	-	0	0
労働委員会	0	0	-	-	0	0
収用委員会	0	0	-	-	0	0
内水面漁場管理委員	0	0	-	-	0	0
公営企業管理者	0	0	-	-	0	0
警察本部長	4	13	3,910	4,545	3,914	4,558
地方独立行政法人山梨県立病院機構	67	51	1	4	68	55
公立大学法人山梨県立大学	0	0	123	105	123	105
合計	121	148	10,524	11,407	10,645	11,555

文書による開示請求は、県立病院機構のカルテ等に対する開示請求が前年度より16件減少したが、全体では27件(22.3%)の増加となった。

口頭による開示請求は、開示が可能である旨告示している57試験のうち、29試験に対してあり、請求件数では前年度より883件(8.4%)の増加となった。

なお、教育委員会への開示請求のうち6,101件は高校入試結果に対するものであり、受験者の81.0%が請求を行っている。前年度と比べて増加し、平成24年度に次いで、過去2番目に多い請求件数となった。

また、警察本部への請求のうち、4,533件は運転免許試験結果に対するもので、受験者の13.7%が開示請求を行っており、過去最多の請求件数となった。

(3)開示請求、訂正請求及び利用停止請求の処理状況

(ア)口頭による開示請求の処理状況

請求があれば全て全部開示となる。

(イ)文書による開示請求の処理状況

決定の内訳

	全部開示	一部開示	不開示(うち不存在)	取下げ	合計
H26	85件	39件	22件(4件)	2件	148件
H25	96件	18件	4件(4件)	3件	121件

不開示のうち不存在を除いた18件については、本人確認書類に不備があったため補正を求めるも、改まらなかったことから、不開示決定を行った。

不開示理由の内訳		(単位：件)	
不開示理由区分	一部開示	不開示	合計
本人を害するおそれの情報(第2号)	2	0	2
第三者の個人情報(第3号)	31	0	31
法人等情報(第4号)	3	0	3
犯罪予防情報(第5号)	3	0	3
事務事業情報(第7号)	12	0	12
不存在	4	4	8
補正なし	0	18	18
適用除外	0	0	0
請求対象外	0	0	0
合計	55	22	77

表中の号番号は、条例第16条の各号を表している。事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は不開示の決定件数の合計よりも多くなっている。

(ウ)訂正請求の処理状況
訂正請求なし。

(エ)利用停止請求の処理状況
利用停止請求なし。

(オ)不服申立ての状況
不服申立ての処理状況
異議申立1件。

不服申立てに対する裁決又は決定
請求認容決定1件。

2 事業者が保有する個人情報の保護

(1)苦情相談の処理

知事その他の実施機関は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずることとしている。

(2)苦情相談に係る処理状況

苦情相談の処理件数は、3件であった。(前年度4件)

主な相談内容
目的外利用 等

(3)事業者に対する調査、助言、勧告及び公表の件数

知事は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるとき等に、当該事業者に対して調査、助言、勧告及び公表をすることができる。

(4)事業者の業務登録状況

事業者が自主的に個人情報を取り扱う業務の登録を行い、個人情報の取扱いの概要を県民に明らかにすることにより、県民の不安感を軽減するとともに、事業者の個人情報の適切な取扱いを促進することを目的として、県は事業者の業務登録を受け付けている。

個人情報取扱業務登録簿は、県民情報センターで一般の閲覧に供している。

事業者の業務の登録件数(平成27年3月31日現在)

登録事業者数	登録業務数
290事業者	843業務

平成26年度は、事業者からの業務登録はなかった。

内

容